

千葉県耕作放棄地対策協議会

平成23年度第2回通常総会

日 時：平成24年3月22日（木）

午後1時15分から

場 所：プラザ菜の花4階特別会議室

千葉県耕作放棄地対策協議会平成23年度第2回通常総会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人の選出及び書記の指名

5 議 事

(1) 議決事項

第1号議案 平成24年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

第2号議案 千葉県耕作放棄地対策協議会規約の一部改正について

(2) 報告事項

ア 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金業務方法書の制定について

イ 県の耕作放棄地対策の推進について

6 そ の 他

7 閉 会

第 1 号議案 平成 2 4 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 平成 2 4 年事業計画（案）

（1）事業計画

本県の耕作放棄地は、平成 2 2 年度の耕作放棄地全体調査によると 1 0, 4 9 2 ヘクタールで前年より 4 7 1 ヘクタール、率にして 4 . 7 パーセント増加した。

耕作放棄地の発生は、雑草の繁茂等による害虫の発生や有害鳥獣のすみかになるばかりでなく、食料自給率の向上の阻害要因となっていることから、その解消と発生抑制は極めて重要な課題となっている。

そこで、本協議会は、県、市町村耕作放棄地対策協議会ほか関係団体の協力を得ながら、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国）、千葉県耕作放棄地再生推進事業交付金を有効活用して耕作放棄地の解消を進める。

併せて、担い手対策、生産販売対策等関連施策と連携し、発生原因を踏まえた対策を講じ、発生抑制に努める。

（2）活動計画

ア 地域協議会への指導・助言及び設立支援

内 容	時 期	対象協議会等	備 考
・地域協議会巡回指導	通 年	37 協議会 (別紙一覽)	制度周知 交付金活用推進
・地域協議会設立促進	通 年	16 市町	制度周知 事務手続支援

イ 制度・施策等の啓発・普及のための資料作成

内 容	配布先	提供方法	備 考
・対策 PR パンフレット (農家が活用しやすい パンフレット)	農家・本会会 員・地域協議 会・農協・市町 村ほか	印刷物・電 子 ファ イ ル・県 HP	

ウ 千葉県耕作放棄地活用応援団の活用促進

内 容	対象協議会等	備 考
・再生作業等で応援団 の活用促進	市町村、地域協議会、 県の耕作放棄地モデル事業 実施地区、農業生産法、(株) クボタの e-プロジェクト実 施地区ほか	

エ その他耕作放棄地解消・発生抑制に必要な事項

内 容	時 期	備 考
・市町村、農業委員会担当者会議	平成 24 年 5 月	制度説明 交付金活用推進
・基盤強化地域会議	平成 24 年 7 月	同上
・土地改良区ほか関係団体への推進	通 年	同上

オ 総会等の開催

内 容	時 期	概 要
第 1 回幹事会	平成 24 年 5 月下旬	平成 24 年度第 1 回通常総会に付議すべき事項について
第 1 回通常総会	平成 24 年 6 月上旬	平成 23 年度事業実績及び収支決算について
第 2 回幹事会	平成 24 年 9 月下旬	平成 24 年度事業の執行状況について
第 3 回幹事会	平成 25 年 3 月中旬	平成 24 年度第 2 回通常総会に付議すべき事項について
第 2 回通常総会	平成 25 年 3 月下旬	平成 25 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

参考 千葉県内の地域耕作放棄地対策協議会の設置状況 協議会承認済み

No.	市町村名	地域協議会名	事務局	電話番号
1	千葉市	千葉市担い手育成総合支援協議会	農政課	043-245-5757
	習志野市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
2	市原市	市原市耕作放棄地対策協議会	農林業振興課	0436-36-4187
	八千代市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
	市川市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
	船橋市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
	松戸市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
	野田市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
3	柏市	柏市農業再生協議会	農政課	04-7167-1143
	流山市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
4	我孫子市	我孫子市農業再生協議会	農政課	04-7185-1481
	鎌ヶ谷市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
5	成田市	成田市担い手育成総合支援協議会	農政課	0476-20-1542
6	佐倉市	佐倉市地域耕作放棄地対策協議会	農政課	043-484-6142
7	四街道市	四街道市耕作放棄地対策協議会	産業振興課	043-421-6133
8	八街市	八街市地域耕作放棄地対策協議会	農政課	043-443-1402
9	印西市	印西市遊休農地再生対策協議会	農政課	0476-42-5111
10	白井市	白井市地域水田農業推進協議会	農政課	047-492-1111(内3251)
11	富里市	富里市地域農業再生協議会	産業経済課	0476-93-4943
12	酒々井町	酒々井町地域農業再生協議会	産業課	043-496-1171
	栄町	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
13	香取市	香取市担い手育成総合支援協議会	農政課	0478-50-1258
	神崎町	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
14	多古町	多古町耕作放棄地解消対策協議会	産業経済課	0479-76-5404
	東庄町	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
15	銚子市	銚子地域農業再生協議会	農産課	0479-24-8939
16	旭市	旭市耕作放棄地対策協議会	農水産課	0479-68-1173
17	匝瑳市	匝瑳市担い手育成総合支援協議会	産業振興課	0479-73-0089
18	東金市	東金市担い手育成総合支援協議会	産業振興課	0475-50-1138
19	山武市	山武市農業再生協議会	農商工・観光課	0475-80-1211
20	大網白里町	大網白里町農業再生協議会	産業振興課	0475-70-0345
	九十九里町	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
	芝山町	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
21	横芝光町	横芝光町農業再生協議会	産業振興課	0479-84-1215
22	茂原市	茂原市地域農業再生協議会	農政課	0475-20-1526
	一宮町	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
23	睦沢町	睦沢町耕作放棄地対策協議会	地域振興課	0475-44-2505
24	長生村	長生村地域耕作放棄地対策協議会	産業課	0475-32-2114
25	白子町	白子町地域農業再生協議会	産業課	0475-33-2115
26	長柄町	長柄町地域農業推進協議会	事業課	0475-35-4447
27	長南町	長南町地域農業推進協議会	事業課	0475-46-3397
28	勝浦市	勝浦地域耕作放棄地対策協議会	農林水産課	0470-73-6635
29	いすみ市	いすみ市耕作放棄地対策協議会	農林水産課	0470-62-1280
30	大多喜町	大多喜町農業再生協議会	産業振興課	0470-82-2111
31	御宿町	御宿町耕作放棄地対策協議会	産業観光課	0470-68-2513
	館山市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
	鴨川市	【耕作放棄地対策 協議会なし】		
32	南房総市	南房総市農業再生協議会	農林水産課	0470-33-1071
33	鋸南町	鋸南町地域農業再生協議会	JA安房鋸南支店	0470-55-1551
34	木更津市	木更津市地域農業再生協議会	農林水産課	0438-23-8445
35	君津市	君津市耕作放棄地対策協議会	経済振興課	0439-56-1384
36	富津市	富津市地域農業推進協議会	農林水産課	0439-80-1282
37	袖ヶ浦市	袖ヶ浦市地域農業再生協議会	経済振興課・JA	0438-62-2111(内362)
	合計			37

2 平成24年度 収支予算(案)

ア 期間：平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

★【2月末時点での仮決算によるもの】

イ 会計別収支

(1)耕作放棄地再生利用交付金会計

単位：円

科目	本年度予算額	前年度予算額 (最終)	増 減	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	110,213,242	125,000,000	▲ 14,786,758	
2 県補助金	12,500,000	25,000,000	▲ 12,500,000	50ha相当
3 農業再生協議会助成金	0	300,000	▲ 300,000	
4 雑収入	0	10,000	▲ 10,000	
収入計	122,713,242	150,310,000	▲ 27,596,758	
支出の部				
1 地域協議会交付金	67,421,621	149,760,000	▲ 82,338,379	国+県交付金
2 再生利用活動附帯事業	3,700,000	250,000	3,450,000	37協議会×10万円
3 国交付金返納支出金	0	0	0	農政局返還
4 国交付金積立資金	51,591,621	0	51,591,621	25年度資金
5 農業者戸別所得補償 制度推進事業	0	300,000	▲ 300,000	
支出計	122,713,242	150,310,000	▲ 27,596,758	

※下線修正

(2)耕作放棄地再生利用推進交付金会計

単位：円

科目	本年度予算額	前年度予算額 (最終)	増 減	備考
収入の部				
1 国庫交付金積立資金	303	1,000	▲ 697	過年度利息
2 雑収入	0	1,000	▲ 1,000	
収入計	303	2,000	▲ 1,697	
支出の部				
1 地域協議会推進交付金	0	0	0	
2 県協議会推進事務費	0	0	0	
3 国交付金返納支出金	303	1,000	▲ 697	農政局返還
4 国交付金積立資金	0	1,000	▲ 1,000	
支出計	303	2,000	▲ 1,697	

(3)被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金会計

単位：円

科目	本年度予算額	前年度予算額 (最終)	増 減	備考
収入の部				
1 国庫交付金	13,699,800	13,700,000	▲ 200	前期繰越
2 雑収入	0	0	0	
収入計	13,699,800	13,700,000	▲ 200	
支出の部				
1 地域協議会交付金	10,000,000	10,000,000	0	5ha×20万円/10a
2 地域協議会推進事業	3,515,000	3,515,000	0	37協議会×95,000円
3 県協議会推進事業	184,800	185,000	▲ 200	残額
4 国交付金返納	0	0	0	
支出計	13,699,800	13,700,000	▲ 200	

平成23年度 耕作放棄地再生利用交付金等に係る実績【中間集計】

1 再生利用交付金

★【2月末時点での実績・交付決定】

取組内容	協議会数 (市町村数)	地区数	面積 (a)	事業費			備考
				国交付金 (円)	県交付金 (円)	その他 (円)	
再生利用活動							
再生作業	12	22	1,131	10,877,178	6,724,089	2,827,500	1,325,589
	(5万円)	9	1,029	7,717,500	5,145,000	2,572,500	0
	(1/2)	3	102	3,159,678	1,579,089	255,000	1,325,589
土壌改良(2年目)	4	13	579	1,447,500	1,447,500		0
営農定着	4	8	333	832,500	832,500		0
施設等補完整備	6	9	276	7,190,432	3,581,856		3,608,576
計	13	35	1,761	20,347,610	12,585,945	2,827,500	4,934,165
地域協議会交付金実績合計						15,413,445	(428,696)

暗渠・排水路・農道整備・客土

()うち地域繰越充当分
柏・印西

2 附帯事務費

県協議会		地域協議会			備考
取組内容	事業費 (円)	取組内容	件数	事業費 (円)	
1 地域耕作放棄地対策協議会への振込手数料等	19,320	1 取組主体への振込手数料等	7	196,570	
計	19,320			196,570	
合計				215,890	

第2号議案

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約の改正(案)について

千葉県耕作放棄地対策協議会 規約 一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1～6条 [略]</p> <p>第3章 役員等 (役員の数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会 長 1名 (2)副会長 1名 (3)監 事 2名</p> <p>2 第1項の役員は次の者とする。</p> <p>(1)会 長 千葉県農林水産部農村環境整備課長の職にある者 (2)副会長 千葉県農業会議事務局長の職にある者 (3)監 事 <u>千葉県農業協同組合中央会農業振興部長の職にある者</u> 千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者</p> <p>3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第8～31条 [略]</p>	<p>第1～6条 [略]</p> <p>第3章 役員等 (役員の数及び選任)</p> <p>第7条 県協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1)会 長 1名 (2)副会長 1名 (3)監 事 1名</p> <p>2 第1項の役員は次の者とする。</p> <p>(1)会 長 千葉県農林水産部農村環境整備課長の職にある者 (2)副会長 千葉県農業会議事務局長の職にある者 (3)監 事 千葉県土地改良事業団体連合会管理指導部長の職にある者</p> <p>3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。</p> <p>第8～31条 [略]</p>

新	旧
<p>第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分 (届出)</p> <p>第 32 条 この規約及び第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、<u>県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。</u></p> <p><u>旧第 33 条 【削除】</u></p> <p>第33～34条 <u>条番号変更</u> [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規約は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 県協議会の設立初年度の役員の任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。 4 本都道府県協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。 	<p>第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第 32 条 この規約を<u>変更する場合は、関東農政局長の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(届出)</p> <p>第 33 条 <u>第 23 条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく関東農政局長に届出なければならない。</u></p> <p>第34～35条 [略]</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この規約は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。 2 県協議会の設立初年度の役員の任期については、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。 3 県協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第 29 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。 4 本都道府県協議会の設立初年度の会計年度については、第 25 条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

新	旧
<p>5 平成 21 年 4 月 20 日 規約の一部改正</p> <p>6 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>7 <u>平成 24 年 月 日一部改正</u></p>	<p>5 平成 21 年 4 月 20 日 規約の一部改正</p> <p>6 平成 23 年 3 月 29 日一部改正、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</p>